

令和7年5月14日

一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会 御中

金融庁総合政策局リスク分析総括課
警察庁生活安全局保安課
警察庁生活安全局生活安全企画課
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課

オンラインカジノに係る賭博事犯防止及び暗号資産を利用した
詐欺被害防止のための対応について（要請）

1. オンラインカジノに係る賭博事犯防止について

オンラインカジノについては、海外で合法的に運営されている場合でも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪となり、賭博罪等で検挙されるおそれがあります。

警察においては、オンラインカジノに係る賭博事犯について取締りや広報啓発を推進しているところですが、オンラインカジノの利用を防止していくためには、国内においてオンラインカジノに係る暗号資産の利用が行われなかったための対応も必要であると考えております。

つきましては、傘下会員に対して、

- ・ 日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること
- ・ オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための暗号資産の入庫又は出庫等のサービス利用を禁止している旨を利用規約等で明らかにすること
- ・ 利用者が国内外のオンラインカジノに関連した取引を行おうとしていることを把握した場合に当該取引を停止すること

など、オンラインカジノに係る賭博事犯の発生を防止するための取組みを実施いただくよう周知方宜しくお願いいたします。

2. 暗号資産を利用した詐欺被害防止のための対応について

本年4月、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」がまとめられ、暗号資産を利用した詐欺被害防止への対応が求められています。

貴協会におかれては、傘下会員に対して、以下のような詐欺被害防止に向けた取引モニタリングの強化等の態勢整備に関する充実・強化の取組みを実施いただくよう周知方宜しくお願いいたします。

- ・ 暗号資産を利用した詐欺事案を速やかに発見するためのモニタリングや当該事案発見時の迅速な取引停止を行うこと
- ・ 詐欺等の被害金には、マネー・ローンダリングの過程で、一定の暗号資産アドレスに集約されている実態も見られていることを踏まえ、顧客の依頼により暗号資産を送金した後も、当該送金に係る取引の流れを適切にモニタリングすること

3. 広報・啓発活動について

上記のオンラインカジノに係る賭博事犯防止及び暗号資産を利用した詐欺被害防止について、貴協会におかれても、広報・啓発活動に取り組んでいただけるよう宜しくお願いいたします。

以上

(参考)

警察庁ウェブサイト「オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>

「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（令和7年4月22日 犯罪対策閣僚会議）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/250422/honbun-1.pdf>